

平成28年度

民生委員・児童委員の日

活動強化週間

実施
要領

1

趣旨

経済的困窮や、社会的孤立、虐待、いじめ、非行など、地域住民が抱える課題は複雑化、多様化しています。生活困窮者自立支援制度の施行等、社会福祉諸制度の見直しも行なわれていますが、こうした動きに共通しているのは、住民参加のもとでの「支え合いの地域づくり」であり、そのなかにあって民生委員・児童委員への期待が高まっています。

民生委員・児童委員はこれまでも、「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言に掲げた、「安心して住み続けることのできる地域社会づくり」のために、それぞれの地域において関係機関と連携し、さまざまな取り組みを推進してきましたが、これまで以上に、幅広い関係機関の連携・協働による支援の取り組みを進めることが必要です。そのためには、民生委員・児童委員の存在や活動について、地域住民や関係機関・団体等に理解を深めていただき、さらなる信頼関係を築いていくことが大切といえます。

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」から1週間を「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」と定めています（注）。全国23万人の民生委員・児童委員がさまざまなPR活動等を展開することにより、地域住民や関係機関・団体、そして広く国民一般に民生委員・児童委員の存在やその活動について一層の理解促進を図り、委員活動の充実につなげていくことをめざしています。

平成29年には、民生委員制度創設100周年を迎えます。この大きな節目を前に、民生委員・児童委員の存在を広く社会にアピールするためにも、この「活動強化週間」の機会を活用し、全国的に積極的な取り組みを図ることをめざします。

（注）「民生委員・児童委員の日」について

全国民生委員児童委員協議会（当時）は、昭和52年（1977年）に、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを決めました。これは、大正6（1917）年5月12日に岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

実施期間

平成28年5月12日(木)～5月18日(水)

- **民生委員・児童委員の日は5月12日です。** 上記期間内に民生委員・児童委員活動を周知するための活動に取り組みましょう。
また、**児童福祉週間(5月5日(木)～11日(水))**と時期をあわせて取り組む等、地域の状況によって期間の延長等を行なっても構いません。

一斉取り組み日

平成28年5月15日(日)

- 全国の単位民児協・市区町村民児協、都道府県・指定都市民児協での取り組みを全国的に実施、展開するために設定するものです。それぞれの民児協で実施を計画している取り組みをぜひこの日に展開しましょう。

実施主体

単位民生委員児童委員協議会／市区町村民生委員児童委員協議会／
都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会／全国民生委員児童委員連合会

取り組みのすすめ方について

全国の民生委員・児童委員が、組織的なPR活動を一斉に展開することで、地域住民をはじめ、関係機関・団体等にも民生委員・児童委員制度やその活動を理解していただき、住民との関係づくりを強化するとともに、委員自らの意識を高め、今後の民生委員・児童委員活動を発展させていきましょう。

(1) 単位民児協・市区町村民児協での取り組みにあたって

- 地域住民に、自分が住むまちの民生委員・児童委員が誰なのか知っていただくためのPR活動を行ないましょう。
- **100周年という機会を捉え、民生委員・児童委員の活動内容への理解を深めていただくために、民児協全体で取り組むことのできるPR活動を考えましょう。**
- 行政や社協に対して広報紙等への関連記事掲載や活動に対する支援を働きかけましょう。

民児協ごとに、地域の状況に即した重点方針を定めて取り組むために、以下に例示するようなキャッチフレーズを定めることも考えられます。

- (例) ● 地域住民に身近な相談相手として知ってもらおう
- わがまちの民生委員・児童委員を知ってもらおう
 - 民生委員・児童委員の活動を知ってもらおう

(2) 都道府県・指定都市民児協での取り組みにあたって

- 単位・市区町村民児協によるPR活動の支援に取り組みましょう。
- 都道府県・指定都市段階ならではのPR活動を展開しましょう。
- 都道府県・指定都市行政および社協の広報紙等への民生委員・児童委員に関する記事の掲載やPR活動に対する支援を要請しましょう。
- 100周年という機会を捉え、地元マスコミに積極的な情報提供や働きかけを行ない、PR活動への協力を要請しましょう。

(3) 全国民生委員児童委員連合会の取り組み

- ① 民生委員・児童委員「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言の周知に努めます。
- ② 民生委員・児童委員の活動および活動強化週間の取り組みについて、マスコミ等への積極的な情報提供を行ないます。
- ③ 民生委員・児童委員が地域住民向けに使用するPRカード等をご提供します（実費程度で頒布）。
- ④ 全民児連ホームページで、活動強化週間や民生委員・児童委員活動のPRを行ないます。
- ⑤ **民生委員制度創設100周年に向けた重層的な広報活動を展開します。**

(4) 民生委員制度創設100周年シンボルマークの活用

- **全国民生委員児童委員連合会にて作成した100周年記念シンボルマークを各民児協で作成する資料、パンフレット等で活用し、民生委員制度の100周年をアピールしましょう。**

(5) 活動強化週間および一斉取り組み日における活動の例

- ① 日々の委員活動の強化に基づくPR活動
 - 全戸訪問または要援護者宅への一斉訪問
 - 防災マップの見直し
 - 福祉施設や学校等の訪問
 - 児童の登下校見守り、あいさつ運動
 - 地域の関係団体等との協働による地域住民向け学習会の開催
(テーマ例：防災、悪質商法被害防止など)
 - 地域住民に対する虐待防止の呼びかけ
 - 心配ごと相談会等の実施
- ② 広報媒体を使用したPR活動
 - 地元の新聞、テレビ、ラジオを通じたPR活動
 - 市役所等の公共施設での懸垂幕やのぼり旗を使用したPR活動
 - 街頭の大型スクリーンや公共施設における映像放映によるPR活動
- ③ イベントの実施
 - バレードの実施
 - 街頭でのチラシ等の配布
 - 活動紹介のパネル展の開催
 - 自治体の長や児童による「1日民生委員・児童委員」活動の実施
 - 高齢者や子育て家庭等を対象とした「サロン」や「ひろば」事業などの実施

『活動強化週間』活動のしおり」をご参照ください

活動強化週間における取り組みのヒントや各地での事例を紹介した冊子「『民生委員・児童委員の日 活動強化週間』活動のしおり」を各单位民児協にお配りしています。ぜひご参照いただきながら、各民児協での取り組みをご検討ください。

民生委員・児童委員

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」 行動宣言

(抜粋)

- 1 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します
- 2 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します
- 3 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます
- 4 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます
- 5 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います

PRカード、リーフレットおよびパンフレットについて

全国民生委員児童委員連合会では、以下の広報媒体を作成、頒布しています。民生委員・児童委員の紹介等、用途にあわせてそれぞれ積極的にご活用ください。

- PRカード 民生委員・児童委員の性格、役割や守秘義務、相談内容の例示などを内容とする、3つ折り名刺型カードです。訪問時の名刺代わりや留守宅へのメッセージカードとして、またポケットティッシュに入れての配布にご活用いただけます。
- リーフレット 民生委員・児童委員の役割や活動内容、委員活動において連携する関係機関等を紹介したA4判両面刷りのリーフレットです。地域住民に理解を深めるため、訪問時や街頭での配布にご活用いただけます。
- パンフレット 民生委員・児童委員の性格、役割や活動件数の年次データ、具体的活動の紹介や委員制度のあゆみ等を掲載したA4判8頁の冊子です。関係機関・団体やマスコミ向けの説明資料としてご活用いただけます。